

## 健康づくりと笑いで人生を豊かに

### 「下野駄老人クラブ」

今回は、松尾地区の下野駄老人クラブ（内田剛会長、会員35人）を紹介します。

#### ○どんなクラブですか？

クラブで集まると演芸の話やボランティア活動の話、ニュースポーツ大会に参加した話などで盛り上がり、いつも笑いが絶えない愉快なクラブです。

#### ○クラブの活動モットーは？

地域高齢者の健康づくり活動、生活を豊かにする楽しい活動、健康な心身で人生を謳歌するためのスポーツ活動の3つを指針に活動しています。

#### ○どんな活動をしていますか？

自治会や地区社協の行事に参加して、花壇や道路沿いの草刈りの他、社会福祉協議会周辺の草取りと植木の手入れなどを行っています。地区の環境美化に尽力しています。また、グラウンドゴルフやゲートボール、ニュースポーツ大会に参加し、楽しみながら健康づくりに励んでいます。他にも日帰り研修旅行を実施し、市の職員を招いた健康づ

くりや認知症予防、防災安全についての講話を聞き、知識を深める活動をしています。日帰り研修旅行は、市の地域経済に貢献するため地元の温泉宿泊施設を利用してします。



研修旅行を通して会員同士の親睦を深める

#### ○今後の活動は？

子どもたちとのふれあいを大切にした活動をしたいです。世代間の交流を楽しむ活動を通じて、会員のみならず地域の皆さんの生きがいづくりにも貢献していきたいと考えています。



## 子育てNEWS

地域福祉課児童福祉係 ☎・内線1106

### 児童手当の現況届の提出が原則不要になりました

毎年6月に提出している児童手当現況届の一律の届出義務が本年度から廃止されます。

ただし提出が必要な人もいますので、対象となる人には、必要書類を送付しています。

また児童手当法が改正され、本年10月支給分（6月から9月分）から児童を養育している人の所得が所得上限限度額（表参照）以上の場合、児童手当等は支給されなくなります。

詳しくは、地域福祉課児童福祉係に問い合わせてください。

◆**児童手当** 児童を養育している人の所得に応じて支給します。

◆**支給の対象** 0歳から中学校卒業までの児童を養育している人に支給されます。

◆**支給月** 6月、10月、翌年2月

#### ◆手当月額（一人当たり）

▶所得制限限度額未満の場合

・3歳未満 一律 15,000円

・3歳以上小学校修了前

第1子・第2子: 10,000円

第3子以降: 15,000円

・中学生 一律 10,000円

▶所得制限限度額以上で所得上限限度額未満の場合 一律 5,000円

▶所得上限限度額以上の場合 支給されません



児童手当について詳しくはこちらへ

#### 表 所得制限の目安

扶養親族等人数	所得制限限度額	所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円